

見附市環境にやさしい実践行動計画  
(第 5 期計画)

地球温暖化対策の推進に関する法律  
第 21 条に基づく地方公共団体実行計画  
～ 事務事業編 ～

令和 5 年 4 月  
見 附 市

## 実行計画（事務事業編）の基本的事項

### 1. 計画の目的

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つで、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇、暴風、台風による被害、農作物や生態系への影響が観測されています。

そのような状況から、見附市においても一事業者として市役所庁舎及びその他出先施設等で省エネ・省資源・廃棄物の削減など、事務・事業等における環境負荷の低減と地球温暖化防止を目的とした様々な取組みが求められています。

これまで見附市では、市民・事業者の自主的・積極的な取り組みの促進を図る観点から、率先して温室効果ガスを抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的に、2004年度の「見附市役所環境にやさしい率先行動計画」策定を皮切りに5年毎に実践行動の策定を行ない、市の事務・事業により排出される温室効果ガスの抑制に取り組んできました。

2022年度をもって満了となった第4期計画では基準調整値（2013年度）の14%削減目標を達成することが出来ました。

第5期計画では2021年の国の新たな削減目標「2050年ネットゼロ宣言、2030年度マイナス46%（2013年度比）」の表明を受け、地球温暖化対策をよりいっそう推進していくこととします。

### 2. 計画期間

本計画の計画期間は、2023年度から2027年度までの5年間とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。

### 3. 基準年度

基準年度は2013年度とします。なお、基準値は2013年度の実績値をもとに施設の増減及び事務事業量の増減を勘案した調整値とします。

※基準年度は、国の策定した「地球温暖化対策計画」に基づいての設定です。

### 4. 実行計画（事務事業編）の対象とする施設

本計画の対象範囲は、当市が行う事務及び事業のうち、職員の取組みにおいて温室効果ガスの削減が可能な施設を対象とし、学校などの教育部局、一部事務組合も引き続き対象とします。

なお、指定管理者制度については、市の代行として実施する事業のため、受託者に対して、本計画の趣旨に沿った取組みを実践するよう、要請することとします。

## 5. 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、削減の対象とされている 6 種類の温室効果ガスのうち二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) の 4 種類とし、排出実態が無いパーフルオロカーボン (PFC) と六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) は除きます。

温室効果ガスの種類	主な排出要因
二酸化炭素	電力消費、灯油の使用、公用車から排出
メタン	公用車、下水道処理、廃棄物処理から排出
一酸化二窒素	公用車の使用により排出
ハイドロフルオロカーボン	公用車エアコンからの漏出

## 6. 削減目標

2027 年度における温室効果ガス総排出量を基準調整値から 38%削減することを目標とします。

### (1) 温室効果ガス総排出量の削減目標値

基準調整値(2013 年度)	削減目標値(2027 年度)	削減量の割合
12,842 t-CO <sub>2</sub>	7,978 t-CO <sub>2</sub>	38%

※国が策定した「地球温暖化対策計画」における削減目標の「2030 年度の削減目標を 2013 年度 (平成 25 年度) 比で 46.0%減とする」を見据え、2027 年度の時点で達成すべき目標値として設定するものです。

### (2) 電気・燃料使用量 (温室効果ガス排出起源) の削減目標

項 目	基準調整値 (2013 年度)		削減目標値 (2027 年度)		削減量の割合
	エネルギー使用量	温室効果ガス排出量	エネルギー使用量	温室効果ガス排出量	
電気使用量	15,234,707Kwh	9,100t-CO <sub>2</sub>	9,445,518Kwh	5,642 t-CO <sub>2</sub>	38%
燃料使用量	1,110,824KL	3,130t-CO <sub>2</sub>	688,711KL	1,941 t-CO <sub>2</sub>	38%
非エネルギー起源	—	612t-CO <sub>2</sub>	—	379 t-CO <sub>2</sub>	38%

※基準年度 (2013 年度) の実績値に、当時建設されていない「パティオにいがた」「ほっとぴあ」や、施設の更新を行った「給食センター」「清掃センター」「青木浄水場」のエネルギー使用量を勘案した値を基準調整値としております。

### (3) 水・紙使用量の削減目標

項 目	基準値	削減目標値	削減量の割合
水使用量	203,986 m <sup>3</sup>	187,667 m <sup>3</sup>	8%
紙使用量	33,401kg	30,061kg	10%

## 第2章 具体的な取り組み

### 1. 重点的に取り組む施策

削減目標の達成に向け、見附市として取り組むべき方向性と職員一人ひとりが重点的に取り組む事項などを定め、実践することにより、二酸化炭素の削減に努めます。

また、本実行計画には、「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に準じ、環境負荷の少ない物品等を計画的に導入するとともに、公用車の環境配慮車の導入を図り、施設においては改修時期に合わせ太陽光発電等の自然エネルギーの導入や省エネルギー対策といった温室効果ガス排出抑制策に取り組むこととします。

#### (1) 省エネルギー設備・機器等の導入

施設の省エネ化については、空調・照明やOA機器等の電気を使用する設備における対策が主なものとなります。施設規模や利用形態、また費用対効果等を勘案しつつ、高効率な設備への更新や新規導入を進めます。

##### 1) 高効率熱源機器等の導入

エネルギーを多量に使用する施設においては、ヒートポンプ方式による高効率熱源機器やエネルギーの効率的な利用が図られるコージェネレーションシステムの導入を進めます。

##### 2) 省エネ型照明機器の導入

建物内および防犯灯や各種外灯において、LED照明等の省エネルギー型・高効率型の照明機器に順次交換を進めます。

##### 3) エネルギー使用管理の推進

エネルギーを多量に使用する施設において、正確なエネルギー使用量を把握するため、必要に応じデマンド装置の設置やHEMS・BEMSの導入を検討します。

##### 4) インバーター装置の導入

定格能力が大きく、負荷の変動がある空調・ボイラー・コンプレッサーなどの動力装置について、インバーター装置の導入を図ります。

#### (2) E S C O事業の実施及び推進

エネルギーを多量に使用する施設においては、民間事業者による省エネルギーに関する包括的なサービスであるE S C O事業の導入を検討します。

#### (3) 再生可能エネルギーの推進

##### 1) 太陽光発電設備

市内全ての小中学校について導入済みですが、他公共施設についても新築・改修等の機会を捉えて太陽光発電設備の設置を検討のうえ推進します。

##### 2) 太陽熱利用設備

給湯設備について、太陽熱利用システムの導入を検討します。

(4) 建築物の省エネ化

市では順次省エネ化を進めていますが、施設の規模や利用形態等の特性に応じて以下の取組を進めます。

1) 建築物の断熱性の向上

建築物の屋根・壁面等に遮光・高断熱材等を使用する等、建築物の断熱性の向上を図ります。

2) 緑化の推進

ヒートアイランド対策から学校芝生化の継続や、グリーンカーテンを積極的に取り入れます。

3) 雨水利用の促進

節水と資源の有効活用から、雨水利用タンクの設置を検討します。

(5) 公用車の燃料使用量の削減

1) エコ・カーの積極的導入

更新や新規購入に際しては、低燃費等環境配慮車を導入します。

2) エコドライブの実践

3) 出張の際はなるべく公共交通機関を利用

(6) 廃棄物対策

市では、ごみの減量化・資源化に努めています。環境に負荷をかけない循環型社会づくりを基本方針に掲げ、「深呼吸したくなるまち見附、ここはエコのど真ん中」の実現に向けた取組を進めており、引き続きごみの減量化・資源化を推進します。

1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進運動の推進

徹底したごみの減量化・資源化を図るために「3R推進運動」を推進します。

2) バイオディーゼル燃料化推進事業

使用済みの廃食用油を回収し精製されたBDF燃料を、公用車に利用しリサイクルシステムを推進します。

(7) 電力調達に関する省CO<sub>2</sub>化

各施設の電力供給を受ける契約について、CO<sub>2</sub>排出係数などの環境配慮に関する条件を評価項目に含み、調達先を選定します。

## 2. 職員一人ひとりが重点的に取り組むべき対策

市職員は、自ら一人ひとりが実践して以下の取り組みを重点的に行い、日頃から省エネルギーを心がけ、電力及び化石燃料の使用を抑制し、市役所から発生する二酸化炭素の削減を目指します。

なお、実践プログラムとして大きく分けて、以下の7分野に分けられる。

- 1) 電気使用量の削減
- 2) 燃料使用量の削減
- 3) 水使用量の削減
- 4) 紙類の使用量の削減
- 5) 事務用品等使用量の削減
- 6) 廃棄物の発生抑制
- 7) 環境配慮型物品等の使用促進

### (1) 具体的な実践行動項目

□：庁舎・所属所としての取り組み

○：職員一人ひとりの取り組み

	対象項目	実行プログラム
1	資源・エネルギーの適正利用	(1) 電力使用量の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>□冷暖房の設置温度を夏は28℃、冬は20℃とする。</li> <li>□空調設備は適正な管理・清掃等により効率的に使用する。</li> <li>□OA機器は省電力機能がある機器を購入する。</li> <li>□施設の電力供給を受ける契約についてなるべくCO2排出係数の低い調達先を選定する。</li> <li>○昼休み時間や時間外は必要な個所以外は消灯する。</li> <li>○退庁時はOA機器等の主電源を切る。</li> <li>○OA機器の節電モードを積極的に活用する。</li> <li>○階段を有効に活用し、エレベーターの使用を最小限にする。</li> <li>○冷房の効率を上げるため、ブラインド等で遮光断熱し、暖房時は自然光を取り入れる。</li> <li>○季節に応じた服装を心がける。</li> <li>○夏場のクールビズ、冬場のウォームビズを徹底する。</li> <li>○ノー残業デーを徹底する。</li> </ul>

		(2) 燃料使用量の削減	<input type="checkbox"/> 燃料使用の冷暖房用器具を適切に清掃管理し効率的に使用する。 <input type="checkbox"/> 公用車の点検をきちんと行う。 <input type="checkbox"/> 自動車の買い替えは、環境配慮車を購入する。 <input type="checkbox"/> アイドリングストップを徹底する。 <input type="checkbox"/> 急発進、急加速などせず、適正な運転に努める。 <input type="checkbox"/> 公用車の相乗りに努める。 <input type="checkbox"/> ノーカーデーを徹底する。 <input type="checkbox"/> 公用車のエアコンは適切に使用する。 <input type="checkbox"/> 出張の際はできる限り公共交通機関を利用する。
		(3) 水使用量の削減	<input type="checkbox"/> 節水コマ、自動水栓装置を導入する。 <input type="checkbox"/> 洗面所など、水道使用時は節水を心掛ける。
2	3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の推進	(1) 紙類使用量の削減	<input type="checkbox"/> 資料はできるだけ一元化して保存する。 <input type="checkbox"/> 両面コピー、裏面コピーを徹底する。 <input type="checkbox"/> 会議等の資料は必要最小限の枚数、部数にする。 <input type="checkbox"/> 封筒、ファイル等は繰り返し使う。 <input type="checkbox"/> 庁内 LAN による連絡・通知を徹底する。 <input type="checkbox"/> 印刷物は部数を削減する。 <input type="checkbox"/> ページ数が多い印刷物はNアップ機能を活用する。
		(2) 事務用品等使用量の削減	<input type="checkbox"/> 不用備品・事務用品等をリスト化し、有効活用する。 <input type="checkbox"/> 貸し出し可能器材等をリスト化し、有効活用する <input type="checkbox"/> 使い捨てでない商品を購入する。
		(3) 廃棄物の発生量の削減	<input type="checkbox"/> 紙などのリサイクル箱を設置する。 <input type="checkbox"/> 機密書類のセキュリティーリサイクルを推進する。 <input type="checkbox"/> 学校・保育園での給食残さを再利用する。 <input type="checkbox"/> 施設や公園等の剪定枝葉はリサイクルする。 <input type="checkbox"/> 使い捨て容器（弁当等）を使わないよう、リユース食器を利用する。 <input type="checkbox"/> カートリッジ等は業者に回収を要請し、リサイクルする。 <input type="checkbox"/> 庁内のごみ処理経費を予算化し、適正に処理する。 <input type="checkbox"/> 業者からの商品の搬入は無駄な包装をさける。 <input type="checkbox"/> 紙類の分別回収により資源化を徹底する。 <input type="checkbox"/> 業者のチラシなどは回覧し、余計に受け取らない。

3	環境配慮型製品の使用促進	(1)グリーン購入法の推進	<input type="checkbox"/> グリーン購入法基本方針のもと、市環境物品等の購入ガイドラインに準じ購入する。 <input type="checkbox"/> 環境物品等の購入ガイドラインに該当しない物品等では、エコマーク、グリーンマークなど環境ラベルを参考に購入する。 <input type="checkbox"/> 全庁に環境負荷が少ない製品の情報を提供する。
4	施設等の整備及び維持管理		<input type="checkbox"/> 市有地内の緑化、グリーンカーテンを進める。 <input type="checkbox"/> LED型の蛍光灯、誘導灯を導入する。 <input type="checkbox"/> 空調、コンプレッサー、ボイラーなどエネルギー使用量の大きい設備を更新する際は、省エネタイプのもので導入する。 <input type="checkbox"/> 公共施設の草や落ち葉などは堆肥化する。 <input type="checkbox"/> 雨水貯留槽などの雨水利用施設を導入し、雨水の利用を促進する。 <input type="checkbox"/> 透水性舗装などにより雨水の地下浸透を図る。 <input type="checkbox"/> 自然エネルギーの活用を検討し、可能な限り省エネルギー型となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 建設廃棄物の発生が少ない工法を採用する。 <input type="checkbox"/> 発生した建設廃棄物については分別により再利用を図る。 <input type="checkbox"/> 建設残土の有効利用のため、ストックヤードの確保に努め、積極的に転用を図る。

## (2) 市環境物品等の購入ガイドライン

1. 紙類	紙類	コピー用紙	総合評価値が80以上
		トイレットペーパー	古紙パルプ配合率100%
	納入印刷物	ポスター、チラシ	総合評価値が80以上
		報告書など	古紙パルプ配合率70%以上
		封筒	古紙パルプ配合率40%以上
2. 文具類	文具類共通		金属を除く主要材料が、以下のいずれか
			プラスチックの場合、再生プラスチックが40%以上
			木質の場合、間伐材などが使用されている
			紙の場合、古紙配合率50%以上
	シャープペンシル	残芯が可能な限り少ないこと	
	ボールペン	芯が交換できること	



		スタンプ台	再生プラスチックが70%以上 インク又は液が補充できること
		印章セット	液が補充できること
		クラフトテープ	古紙パルプ配合率40%以上 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、容喙又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと
		カッティングマット	マットの両面が使用できること
		のり	内容物が補充できること
		ファイル・バインダー	紙の場合表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること
		付箋 (タックラベル)	古紙パルプ配合率70%以上 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、容喙又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと
		ノート	原木の伐採にあたって、生産された国又は地域における森林に関する法令に照らし適切になされたものであること
3. 機器類	椅子・机など		金属を除く主要材料が、以下のいずれか プラスチックの場合、再生プラスチックが10%以上 木質の場合、間伐などが使用されている 紙の場合、古紙配合率50%以上
4. OA機器類	パソコン、コピー機、プリンタ、ファックスなど		リユースに配慮したもの 区分毎の消費電力量、消費効率の基準に適合するもの
5. 自動車	自動車		環境負荷低減車
6. 作業服	作業服、作業手袋		再生PET樹脂から得られるポリエステルを使用

### 第3章 実践推進方法

#### (1) 職員の環境意識の向上に向けて

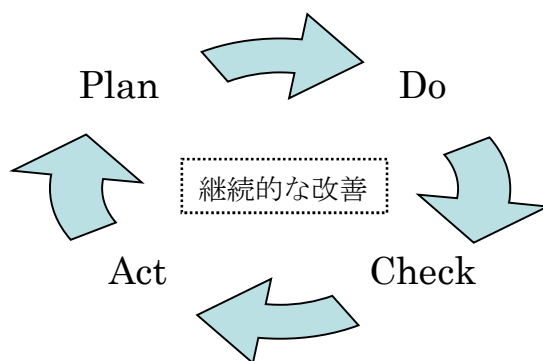
- 職員向けに環境対策に関する研修等を実施します。
- 環境省や経済産業省などが発信している地球温暖化対策に関する情報を職員に向けて定期的に周知します。
- 市役所庁舎や各出先機関において、職員や利用者の目につきやすい箇所に周知啓発のポスターやチラシを設置します。

#### (2) 推進体制

- 環境にやさしい実践行動推進本部（課長会議）を設置します。  
実践行動計画の進行管理と評価を行い、必要に応じ見直し提案を行います。
- 実践チーフ（所属長、施設長）  
所管する職員および施設において、基本的事項の実践行動を推進します。
- 実践リーダー（各課・施設で選任）  
各課、各施設の中心となって具体的個別事項の活動を推進します。  
エネルギー等排出量チェックシートのとりまとめ、実践行動計画の所管部署における推進と進行状況の点検を行います。
- 事務局（都市環境課）  
実践行動計画における集計と進捗状況をとりとめます。

#### (3) 計画の進行管理

- 本計画の実効性を高め、継続的に計画を推進していくため“PDCAサイクル”【Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Act（見直し・改善）】を基本とした進行管理を行います。



#### (4) 実施状況の点検・公表

- 市の広報誌・ホームページを通じて実践行動の実施状況をとりとまとめ公表します。

見附市 都市環境課 環境企画係

〒954-8686

見附市昭和町2丁目1番1号

TEL 0258-62-1700 内線 172